

相模原市図書館公衆無線 LAN サービス利用規約

相模原市（以下、「市」という。）は、図書館利用者への調査や学習環境の提供及び情報収集の支援を目的として公衆無線 LAN サービス（以下、「本サービス」という。）を提供し、利用規約（以下、「本規約」という。）を次のとおり定めるものとする。

（利用者資格）

第 1 条 市は、本規約及び無線 LAN を提供する企業が定める利用規約に同意した利用者（以下、「利用者」という。）に対して、本サービスの利用を認めるものとする。

（利用料）

第 2 条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の費用は利用者が負担するものとする。また、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、利用者が費用を負担するものとする。

（サービス内容）

第 3 条 本サービスにおいて、利用者は無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

（利用施設）

第 4 条 本サービスを利用できる施設は、次のとおりとする。

- （ 1 ）市立図書館 相模原市中央区鹿沼台 2 - 1 3 - 1
- （ 2 ）相模大野図書館 相模原市南区相模大野 4 - 4 - 1
- （ 3 ）橋本図書館 相模原市緑区橋本 3 - 2 8 - 1

（知的財産権等）

第 5 条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を含むがこれらに限定されない。

第 6 条（ 1 ）において同じ。）は、市又はそれぞれの権利の権利者に帰属する。

（禁止事項）

第 6 条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為をしてはならない。

- （ 1 ）市又は第三者の知的財産権を侵害する行為
- （ 2 ）他の利用者に不快感を与える行為
- （ 3 ）他人の信用又は名誉を毀損したり、他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利

を侵害したりする行為

- (4) 他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (5) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為
 - (6) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (7) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為、若しくはそのおそれのある行為
 - (8) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
 - (9) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
 - (10) ゲーム、遊興、電子商取引等公共の施設ではふさわしくない行為
 - (11) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
 - (12) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 LAN を通じて、又は無線 LAN に関連して使用若しくは提供する行為
 - (13) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (14) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを通信する行為
 - (15) 他の利用者と共に組織的にサービスを利用する行為
 - (16) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による他の利用者への迷惑行為
 - (17) その他、市が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって、市、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市はいかなる責任も負わないものとする。

(免責)

第 7 条 市は、本サービスに不具合、通信障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼動することに対する保証は行わないものとする。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証は行わないものとする。市は、本サービスにいかなる不備があっても、それを回復・訂正等する義務を負わないものとする。

2 市は、利用者が本サービスを使用すること、又は使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負わないものとする。

3 市は、次に掲げる場合等において、利用者に生じる損害やトラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負わないものとする。なお、利用者の情報の消失及び毀損を含むがこれらに限定されない。

- (1) 市が本サービスの変更や本サービスの利用の中止等をした場合
- (2) 本サービスの利用により、利用者の端末、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じたり、利用者のデータが消失、毀損等をした場合
- (3) 本サービスの利用により、利用者の端末にウイルス感染等による被害や、データの消

失、毀損、消失等が生じた場合

(4)本サービスにおいて、利用者同士又は利用者と第三者の間で法令若しくは公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷等が生じた場合

4 市は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、品質等について保証を行わないものとする。また、市は、本サービスに表示される情報等の変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関して、いかなる責任も負わないものとする。

5 市は、本サービスの仕様に関する質問に関しては、一切回答しないものとする。

(サービスの中止)

第 8 条 市は、次のいずれかに該当する場合、なんら周知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部を中止若しくは終了することがある。なお、市は、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、いかなる責任も負わないものとする。

(1) システム保守又は工事を実施する場合

(2) 地震、火災、停電、暴動、戦争、その他不測の事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 無線 LAN に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他、市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 利用者が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、市は、通知等を行うことなく、当該利用者に本サービスの使用を中止させることができる。

(本規約の変更)

第 9 条 市は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。本規約の変更後に本サービスを利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなす。

(損害賠償)

第 10 条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

第 11 条 利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約に加え、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成 11 年法律 128 号)及びその他の関係法令等を遵守しなければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 12 条 本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約又は本サービスに関連して市と利用者間で紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。